

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅰ）の見直しに伴う調査方法等の変更について

子ども家庭庁より通知があり、重度障害児への支援を充実させる観点から令和6年4月より、従来の個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱いが変更になります。

【児童発達支援】

○新たな要件は、各種手帳により当該加算の算定要否を判定

⇒対象は重症心身障害児または、身体障害者手帳（1級または2級）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持のかた

【放課後等デイサービス】

○著しく重度の障害児に対して、「個別サポート加算（Ⅰ）（重度）」が新設

⇒対象は、従来の個別サポート加算（Ⅰ）に該当するかたの中で、食事・排泄・入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするかた

○従来の個別サポート加算（Ⅰ）に該当するかたの中で、「個別サポート加算（Ⅰ）（重度）」以外のかたはそのまま個別サポート加算（Ⅰ）算定可

受給者証への印字は、更新のタイミングで随時新しい表記にしていきます。

事業所様におかれましては、令和6年4月利用分の請求までに以下のご対応をお願いいたします。

【児童発達支援】

- 重症心身障害児:従来の受給者証の判定で確認
- 手帳所持について:保護者に直接確認(または電話で下記にご確認ください)

【放課後等デイサービス】

- 個別サポート加算（Ⅰ）（重度）:電話で下記にご確認ください

利用しているお子様の加算について精査した上で、令和6年4月以降の請求をあげていただきますようお願いいたします。ご不明点などございましたら下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

子ども未来創造局子どもすこやか室総合保健福祉センター分室

Tel:072-727-9520